≪受講日程変更の取扱いについて≫

本研修については、受講決定通知で指定した受講日程で受講していただきます。

やむを得ない事情（下表参照）により、指定されたコース又は一部の科目の受講が困難となった場合以外は、受講日程は変更できません。全ての日程が出席可能なコースを選択いただきますようお願いします。

　やむを得ない事情（下表参照）であっても、**研修日程や研修科目等によっては、受講日程の変更ができない場合や、介護支援専門員証の有効期間又は主任介護支援専門員の有効期間内に変更できる研修日程がない場合は受講日程の変更ができません**ので、予め御了承ください。

なお、受講日程の変更ができない場合は、研修を修了することはできません。再度研修をお申込みいただくことになります。また、その場合は、振り込まれた受講料は一切返還できません。

※島しょ町村事業所に勤務する受講生については、研修受講に係る移動等の負担を軽減するため、下記によらず、他日程への変更が可能です。

　【研修受講日程の変更が可能な場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| やむを得ない事情（変更理由） | 適用範囲 | 確認書類（写し可）※ |
| 法事・葬儀・告別式 | 本人が参列する場合 | 葬儀・告別式が行われた旨の通知、御礼状 |
| 結婚式 | 本人が参列する場合 | 招待状 |
| 急病・事故  （無断欠席の場合は不可） | 本人・配偶者・子・両親 | 診断書、医療機関の領収証、処方箋 |
| 介護 | 配偶者・子・両親 | 介護保険被保険者証 |
| 交通機関の運行停止・満席のために切符がとれない | 離島在住の受講生 | 交通会社のホームページの状況が確認できる部分をプリントアウトしたもの、乗船券、航空券 |
| 他の研修等との重複 | 災害や研修等主催者の都合により、他の研修等の日程が変更となった場合で、当該研修等が他の日程に変更できない場合（本研修の受講者が主催者の場合は除く） | 研修等主催者からの日程変更の通知 |

※例示であり、本人が任意でその他の確認書類を提出した場合は、当該書類を受理することとします。

【参考：研修受講日程の変更が不可のもの（例）】

|  |
| --- |
| 変更理由 |
| 他の研修との重複（上表に記載の場合を除く） |
| 子供の学校行事等 |
| 業務の都合 |
| 家族旅行 |